

補償基準の提示を

水俣病 チツソ、厚生省に要望

チツソ株式会社（本社・東京都丸の内）の江頭豊社長と入江寛二専務は、十九日厚生省に斎藤厚生大臣代理山本事務次官をたずね、補償交渉の行き詰まっている水俣病患者への補償基準を示すか、そのための委員会をつくってくれるよう申し入れた。

水俣病の補償についてはさる九

月の公害認定いらい、会社側と患者互助会の間で、過去三回にわたる交渉が行なわれたが、両方から歩み寄りがなく、十一月初旬に当時の園田厚生大臣から寺本知事に基準設定の機関を作ってもらい、交渉を積み上げてくるよう勧告があった。しかし寺本知事は今月、基準設定は一地域の問題でなく、

政府が示すべきだとの態度で会社、患者双方からのこれについての申し入れを断わったため、交渉は宙に浮いた形になっていた。山本次官はこの要望書を受け取り、善処を約した。

会社側はこの要望書の中で「追加補償問題」ということばを使い、従来の見舞い金契約を有効と

する補償態度をさらに明確化しており、三十四年の患者との間にかわされた補償項目は「民事上の和解」であるという立ち場をとっている。同社では今後、通産省、経企庁にも協力を要請する。

◆入江専務の話 できるだけ早くに解決したいので、この申し入れをした。互助会の要求額が非常

に高いので、難航しているが、これは一企業一地域の問題でなく、公正な基準を求める必要があると思う。人選その他はいつさい厚生省におまかせしたい。

（東京支社）